鴻巣市地域防災計画

第１編　総　則

目　　次

第１編　総　則 1
第１章　総　則 1
第１節　計画の基本的考え方 1
第２節　市の概況 6
第３節　被害想定 8

第２章　防災体制の強化 18
第１節　防災関係機関の役割 18
第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 20
第３節　市の防災体制の強化 29
第４節　防災活動拠点とネットワークの整備 44
第５節　防災教育計画 47
第６節　防災訓練計画 49

第１編　総　則

第１章　総　則

総則においては、鴻巣市地域防災計画の基本的な考え方や鴻巣市の概況及び災害履歴、防災対策の基本方針について整理する。

第１節　計画の基本的考え方

本節においては、計画策定の趣旨や構成、計画の効果的推進など、計画の基本的な考え方を明らかにする。

第１　計画策定の趣旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市に係る災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、鴻巣市防災会議（以下「市防災会議」という）が作成する計画である。

本市の地域に係る災害に対し、本市、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、差し迫った危険への対応、発災時の対応、発災後の応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより減災に努め、もって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

第２　計画の構成と内容

１　計画の構成

この計画は、本市の地域に係る災害に対処する防災活動の指針として、「総則」「共通編」「風水害対策編」「震災対策編」「個別災害対策編」の５編及び「資料編」により構成する。

なお、差し迫った危険への対応や発災時の対応、発災後の応急対策に関する具体的活動については、別に作成する「初動対応マニュアル」などに記載する。

２　計画の内容

（１）総則

総則では、本計画の基本的考え方や防災体制の強化、相互応援・協力体制、地域の防災力を高めるための防災教育、防災訓練等に関する計画を示した。

これらは、災害の種別にかかわらず防災対策の基本となるものである。

（２）共通編

共通編では、地震や風水害への備えとして、被害の発生を予防・軽減するための計画（災害予防計画）、災害発生後に国や県等から広域的な応援を受け入れるための計画（受援計画）、及び本市域以外での災害発生に対し応援要請に対応するための計画（広域応援計画）を示した。

また、応急対策後に引き続き取り組むことになる災害復旧・復興計画、さらに、地震や風水害といった災害が複合的に発生した場合の対策を計画した。

これらは、地震及び風水害のいずれにも共通して対応するものである。

（３）風水害対策編

風水害対策編では、利根川、荒川の破堤による洪水の発生により、本市域の多くが浸水想定されていることを踏まえ、浸水の危険が差し迫った場合の対応や浸水被害発生後の応急対策を計画した。

また、近年集中豪雨により各地で発生している大規模水害への対応についても、県計画の改定を踏まえた市の対応を計画したほか、令和８年５月に気象庁にて見直された防災気象情報を反映させた。

（４）震災対策編

震災対策編では、平成 24 年から平成 25 年にかけて最新の知見に基づいて行った「埼玉県地震被害想定調査結果」を踏まえ、地震発生直後の対応やその後の二次災害に対応するための計画を示した。また、南海トラフ地震臨時情報に伴う市の対応措置は震災対策の一部として計画した。

（５）個別災害対策編

個別災害対策編では、地震や風水害などの自然災害に対して人為的災害とされている危険物事故災害、道路事故、鉄道事故、航空機事故、放射性物質事故に対する対策を計画した。

また、地震や風水害以外の自然災害の中で、県内でもたびたび発生している竜巻等突風災害、平成 26 年 2 月に発生した大雪災害、近年再び懸念されている火山噴火による降灰被害、農作物等の災害対策を計画した。

さらに、令和７年１１月の水質事故における対応を教訓として、災害以外にも、市民への影響が大きい事案を想定することとした。

第３　防災対策の基本方針

本市では、第 6 次鴻巣市総合振興計画の政策の一つとして「安全・安心に暮らせるまちづくり」を掲げ、その実現をめざし、各種災害対策を推進している。

本計画は、第 6 次鴻巣市総合振興計画と整合を図りながら、市民の生命・身体・財産の保護、社会生活の維持、災害時の被害の防止・軽減を図るため、都市構造の強化、都市環境の整備といった施設の整備を図るとともに、防災体制の整備、地域との連携の強化といった体制づくりの両面から災害に強いまちづくりを推進するものである。

本計画の推進にあたっては、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を目指す SDGｓ（持続可能な開発目標）の基本理念のもと、地域や関係機関等と協力・連携し、取組を進めていく。

また、本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「鴻巣市国土強靱化地域計画」の基本目標等と整合を図り、策定したものである。

国土強靱化地域計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前の）の備えを中心に定めるものであり、まちづくりの視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、地域防災計画とともに災害発生というリスクに対する計画である。それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に対する全てのフェーズにおいて備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進する。

１　自助・共助の強化

「自らの安全は自らが守る」「わがまちの安全はわが手で守る」という認識のもと、個人や家庭、地域、団体、事業者等社会の様々な主体が連携して自発的な防災活動を行うよう、市は、自助の強化、共助の能力向上を促進することで、想定した被害の軽減を図る。

２　広域的な応援・受援体制の整備

民間ボランティアや民間の物資供給事業者等との連携・協力、他市町村との相互応援、市民が市外を含む広域に避難する事態を想定する措置など平時の備えを積極的に推進する。

３　災害の拡大・二次災害への備え

発災初動期には、市民の安全かつ迅速な避難支援、被災者保護対策の円滑な推進を図るとともに、復旧・復興段階においては、被災者の生活再建を支援し、国や県の協力を得ながら、迅速な復旧・復興事業を推進することが求められる。

こうした円滑な応急活動、迅速な復旧・復興活動を実現するために、防災拠点の電源・燃料の多重化や、市外からの避難者の受入れ、帰宅困難者対策等を進め、災害の拡大・二次災害を抑止する。

第４　計画の運用

１　計画の策定及び修正

市は、市防災会議を設置し、市地域防災計画を策定する。また、市防災会議は、市地域防災計画に毎年検討を加え、常に有効な防災業務の遂行を図れるよう必要な修正を行うものとする。

災害対策基本法に定められている国、県、市の防災計画の体系は以下のとおりである。

なお、指定行政機関である中央省庁及び指定公共機関である日本赤十字社などは防災業務計画を作成することとなっている。

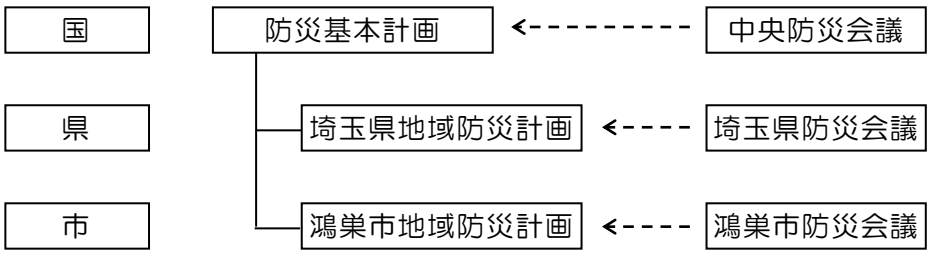

２　平時の運用

市関係部局は、本計画に基づき、地震や風水害等の各種災害への備えに関する施策・事業を進める。危機管理課においては、関係部局が各種災害に備えた施策・事業が適切に進められるよう、必要に応じて助言・協力する。

また、発災時の応急活動を速やかに展開できるよう、関係部局及び防災上重要な施設においてもマニュアルなどを事前に整備し、適宜更新する。

３　発災時の運用

発災時には、本計画及び初動対応マニュアルなどを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

４　計画の効果的推進

（１）計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地又は図上訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるとともに、市職員、関係機関職員に対し常に周知徹底を図り、地域防災に寄与するものとする。

（２）男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災を推進するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

（３）計画の周知

この計画の特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

５　計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

⑴	災害対策基本法	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
⑵	災害救助法	災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
⑶	激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
⑷	警職法	警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136 号)
⑸	市	鴻巣市
⑹	消防本部	埼玉県央広域消防本部
⑺	県	埼玉県
⑻	指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関	災害対策基本法第２条第３号から第６号までの規定によるそれぞれの機関
⑼	防災業務計画	指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災計画に基づき作成する防災に関する計画
⑽	市地域防災計画	鴻巣市地域防災計画
⑾	県地域防災計画	埼玉県地域防災計画

第２節　市の概況

第１　概況

１　位　置

鴻巣市は、埼玉県のほぼ中央部、東経 139 度 31 分、北緯 36 度 3 分に位置し、総面積は 67.44 平方キロメートルである。東は加須市・久喜市、西は熊谷市・吉見町、南は北本市、桶川市、北は行田市に隣接している。

２　地　形

市域の南東部は大宮台地の西端、西部は荒川沖積低地、北部は大宮台地北端の洪積低地から形成される。海抜はおおよそ 13～28 メートルである。河川は南西に荒川、北東に元荒川及び見沼代用水、北西に武蔵水路が流れて、水利に恵まれている。

３　気　象

本市は、年間を通して、寒暑の差が比較的少なく温暖である。

４　土地利用

統計こうのす（令和６年版）によると、土地利用は、田 25.18％、畑 21.74％、宅地 23.32％、山林 0.34％、雑種地 5.92％、その他 23.50%となっており、農地の占める割合が大きい。

また、市街化区域が 23.0%、市街化調整区域が 77.0%、市街化区域の大半が住居系の用途地域となっている。

５　人　口

令和 7 年の国勢調査による人口は 115,494 人、世帯数は 49,726 世帯となっている。昭和 40 年～平成 12 年にかけて人口が増加してきたが、その後は微減となっている。また、総人口に対する高齢者（６５歳以上）人口の割合は令和 7 年で 31.53%となっており、増加を続けている。

６　産　業

令和 2 年における産業別就業人口は第１次産業 2.74％、第２次産業 22.96%、第３次産業 71.25%となっており、埼玉県の就業構造とほぼ同様な傾向となっている。また就業者 55,803 人のうち 37.01％前後が市内に通勤、60.11％前後が市外への通勤となっている。

７　交　通

鉄道は、都心と高崎方面を結ぶＪＲ高崎線が鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅を経て南北に貫き、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

道路は、ＪＲ高崎線と並行して国道 17 号及び熊谷バイパス等が通過し、首都圏と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっている。また、市街地を通る一般県道鴻巣桶川さいたま線及び一般県道鎌塚鴻巣線（中山道）と主要地方道東松山鴻巣線（加須鴻巣線）、主要地方道鴻巣羽生線、主要地方道行田東松山線が地区内外を結ぶ主要道路となっている。

第２　想定している災害

１　自然災害

本計画において想定している自然災害は、気象災害としての風水害（大雨による浸水被害、土砂災害、竜巻等突風災害、雪害など）、地変災害としての地震災害、火山噴火による降灰被害である。

震災対策編では地震災害を想定し、風水害対策編では台風等による大雨での浸水被害、土砂災害等を想定した。

なお、竜巻等突風災害、大雪被害、火山噴火による降灰被害については、個別災害対策として扱った。

２　大規模事故災害

本計画において想定している人為的災害としては、大規模な事故災害がある。

ガソリンなどの石油類や高圧ガス、火薬類、毒物及び劇物といった危険物による災害は、大規模火災を伴う場合が多いが、一般火災とは異なり、漏えいや流出事故が市民の生命に危険を及ぼす可能性もあることから対策を想定している。

大規模事故災害としては、道路事故、鉄道事故、航空機事故を想定したほか、東日本大震災における原子力発電所の事故災害は地震津波による複合災害であるが、放射性物質に関する事故災害として想定した。

第３　災害履歴

鴻巣市では、平成 23 年（2011 年）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で最大震度 5 強の揺れを観測し、全壊家屋 2 戸（空き家）、屋根瓦の破損及び家屋の一部損壊 1,645 件などの被害が発生した。

一方、風水害については、県内では大きな被害を出しているが、市域では死者や行方不明者を出す風水害は近年、発生していない。また、鴻巣市域及び近隣地域において、竜巻被害や大雪の被害が発生している。

埼玉県内及び鴻巣市内の災害履歴は、資料編に一覧を掲載した。

第３節　被害想定

市の防災対策の前提条件となる地震及び風水害に関する被害想定について、国や埼玉県の行った調査結果に基づき、市の被害想定を整理した。

第１　地震災害

この計画の前提となる被害想定としては、埼玉県が平成 25 年度に発表した「埼玉県地震被害想定調査」に基づく被害想定を用いるものとする。

１　想定地震

最近の科学的知見や過去の地震被害を踏まえ、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、下表の５つの地震を想定している。

本市では、これまで首都直下型地震として切迫性を有している「東京湾北部地震」に対する対策を基本としてきた。令和３年３月に改定した県地域防災計画においても、「東京湾北部地震」を震災対策の基本としており、令和８年３月に修正した最新の県地域防災計画でも、想定は変更されていない。よって本市においても、県と同様に東京湾北部地震を想定地震とする。

しかし、関東平野北西縁断層帯地震の発生の可能性も否定できないため、関東平野北西縁断層帯地震により最大被害が起きた場合の対応について、応援要請（受援）を含めて検討する対象とする。

◆５つの想定地震の概要

地震のタイプ	想定地震	地震の規模	想定の考え方
海溝型地震	東京湾北部地震	M7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する知見を反映。 ※今後 30 年以内に南関東地域でM7 級の地震が発生する確率：70％
	茨城県南部地震	M7.3	
	元禄型関東地震	M8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖）。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0％
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0％～0.008％
	立川断層帯地震	M7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5％～2％

注：※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照

（１）東京湾北部地震

東京湾北部地震は、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定され、県南東部に震度６弱の地域が集中している。

一方、本市内の震度は最大で５強であり、前回調査（平成 19 年埼玉県発表）の市内の最大想定震度６弱よりも下がった。

しかし、埼玉県は、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存しており、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害のおそれもあることから、県地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけている。

●東京湾北部地震：マグニチュード 7.3

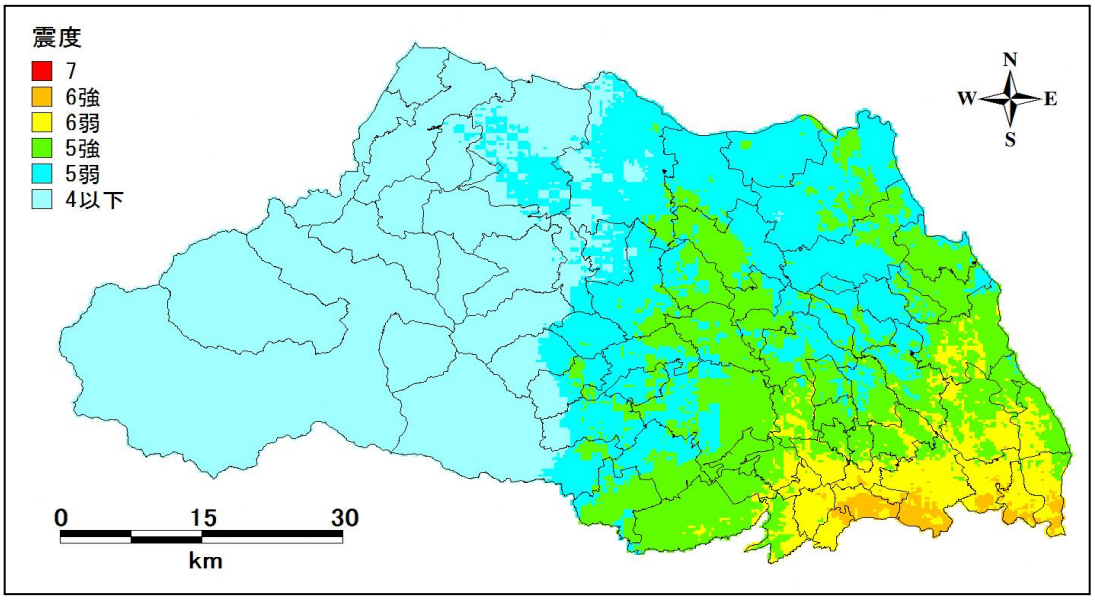

資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月）

（２）関東平野北西縁断層帯地震

関東平野北西縁断層帯地震は、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱ったものであり、県中部から北部にかけて最大震度は７や震度６強の地域が分布している。

市内でも、一部に震度７の地域があり、震度６強の地域も広く分布している。県地域防災計画では、関東平野北西縁断層帯地震について、今後 30 年間の地震発生確率は、ほぼ 0%～0.008%と低いため、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきとしている。

●関東平野北西縁断層帯地震：マグニチュード 8.1　破壊開始点：北

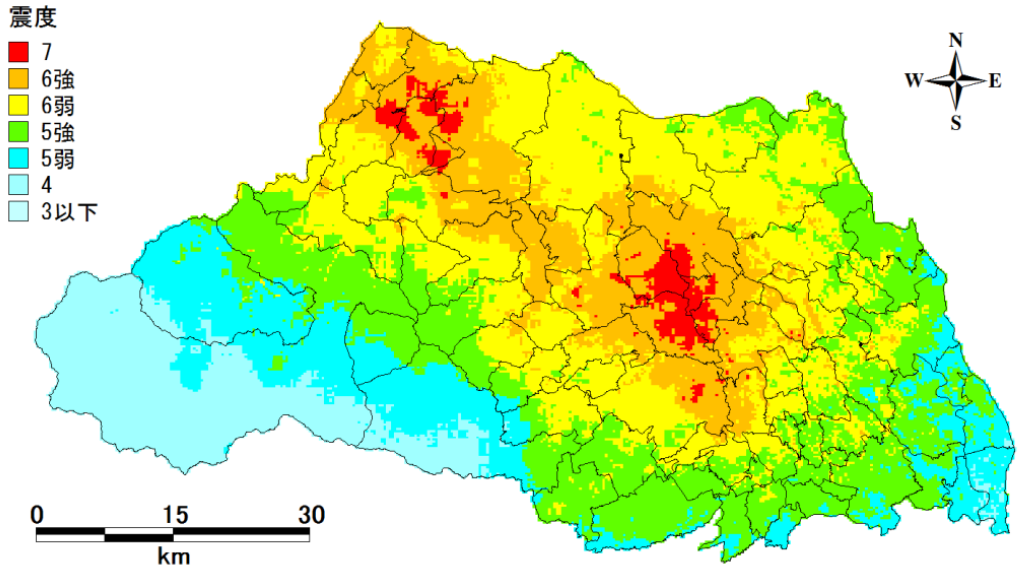

資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月）

２　予測される被害の概要

今回の震災対策は「埼玉県地震被害想定調査」における５つの想定地震のうち、首都直下地震であり、現在、切迫性を有している、「東京湾北部地震」に対応する対策を基本とする。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」についても、想定外に置くことなく、中長期的対応及び県や他市町村との連携を視野に入れた対策を講じていくものとする。

◆東京湾北部地震と関東平野北西縁断層帯地震による被害想定

項目		被害内容		東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）	備考
建物被害	木造	木造棟数		36,696 棟		
		ゆれによる被害	全壊数	0 棟	5,650 棟	
			半壊数	18 棟	6,158 棟	
		液状化による被害	全壊数	0 棟	101 棟	
			半壊数	0 棟	181 棟	
		小計	全壊数	0 棟	5,751 棟	
			半壊数	18 棟	6,339 棟	
	非木造	非木造棟数		13,505 棟		
		ゆれによる被害	全壊数	0 棟	508 棟	
			半壊数	6 棟	1,160 棟	
		液状化による被害	全壊数	0 棟	41 棟	
			半壊数	0 棟	54 棟	
		小計	全壊数	0 棟	549 棟	
			半壊数	6 棟	1,214 棟	
	建物被害計	建物棟数		50,201 棟		
		ゆれによる被害	全壊数	0 棟	6,158 棟	
			半壊数	24 棟	7,318 棟	
		液状化による被害	全壊数	0 棟	142 棟	
			半壊数	0 棟	235 棟	
		計	全壊数	0 棟	6,300 棟	
			半壊数	24 棟	7,553 棟	
物的被害	火災	焼失棟数		13 棟	1,442 棟	（冬 18 時、風速 8m/s のケース）
		焼失率		0.03％	2.87％	
	ブロック塀	倒壊対象ブロック塀（箇所）		6,503 か所		
		ブロック塀倒壊数（箇所）		171 か所	4,140 か所	
	自動	倒壊対象自動販売機（箇所）		257 箇所		

項目		被害内容		東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）	備考
	販売機	自動販売機倒壊数（箇所）		0 か所	54 か所	
	落下物	落下危険物が存在する非木造建物（棟数）		44 棟		飛散物（窓ガラス、壁面等）と非飛散物（吊看板等）
		落下物発生建物数（棟）		0 棟	3,947 棟	建物全壊による落下物を含む
人的被害		死者		0 人	415 人	（冬 5 時、風速 8m/s のケース）
		負傷者		4 人	2,163 人	
		うち重傷者		0 人	540 人	
生活支障		避難者（１週間後）		107 人	25,658 人	（冬 18 時、風速 8m/s）
			うち避難所避難者数	53 人	12,829 人	
			避難所避難者のうち要配慮者数	8 人	1,970 人	
			うち避難所外避難者数	53 人	12,829 人	
		帰宅困難者	鴻巣市に通勤で帰宅困難	7,452 ～7,780 人	8,745 ～9,234 人	平日 12 時（内閣府データ～県データ
ライフライン		電力	停電世帯数	12 世帯	24,518 世帯	1 日後、冬季 18 時・風速 8m
			停電人口	33 人	67,622 人	
			停電率	0.03％	56.52％	
		通信	不通回線数	10 回線	1,705 回線	
			不通率	0.02％	3.45％	
		都市ガス	供給停止件数	0 件	17,427 件	
			供給停止率	0.00％	100.00％	
		上水道	配水管被害箇所数	4 か所	4 か所	
			被害率	0.01 か所/km	0.71 か所/km	
			断水率	0.90％	68.70％	
			断水世帯数	371 世帯	29,821 世帯	1 日後
			断水人口	1,024 人	82,247 人	
		下水道	被害延長	71ｋｍ	126ｋｍ	
			被害率	18.10％	32.30％	
			機能支障人口	16,084 人	28,750 人	1 日後
災害廃棄物		災害廃棄物（万トン）		0.3 万トン	132.7 万トン	（冬 18 時、風速 8m/s のケース）
		災害廃棄物（万㎥）		0.2 万㎥	85.9 万㎥	

（平成 26 年 3 月埼玉県地震被害想定調査結果による）
注：関東平野北西縁断層帯地震の破壊開始点は北

第２　風水害

風水害の要因及び危険性並びに荒川水系及び利根川水系の浸水想定区域は次のとおりである。

１　風水害の要因及び危険性

近年、集中豪雨や台風等の大雨により、都市部での浸水被害の多発が全国的な問題となっている。

都市型水害と言われる都市化の進展による出水量の増加も浸水被害の増加の要因の一つとされており、令和元年東日本台風では、本市においても、一部地域において床下浸水や道路冠水、田畑冠水等の被害が発生した。

また、本市域は、利根川、荒川等の破堤による洪水浸水想定区域に指定されており、昭和 22 年のカスリーン台風による被災時には、利根川、荒川の破堤により現在の市域の多くが浸水した記録が残っている。

近年、鴻巣市域に死傷者の発生する風水害は発生していないが、台風や異常気象に伴う豪雨による平成 27 年 9 月関東・東北豪雨での鬼怒川の氾濫や、令和元年東日本台風での都幾川等の氾濫による被害などを見ると、万が一堤防の決壊などによる被害が発生した場合には、社会システムの混乱、停滞により市民生活の安全に重大な危機となることが明らかである。

従って、両河川の上流地域の降雨状況や河川の増水状況などの河川情報には、常時十分注意を払う必要があり、的確な情報を収集・伝達するため一層の体制の充実・強化に努めなくてはならない。

２　荒川水系荒川の洪水浸水想定

国土交通省荒川上流河川事務所の「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」における浸水想定区域（想定最大規模）は次のとおりである。

（１）想定条件等

この浸水想定区域は、荒川水系荒川の河口から埼玉県深谷市荒川（左岸）及び埼玉県大里郡寄居町大字赤浜（右岸）までの洪水予報区間で洪水氾濫した場合において、水防法の規定により指定された想定最大規模降雨による浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を示したものである。

前提となる降雨は、荒川流域の 72 時間総雨量 632mm で、概ね 1,000 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めている。

シミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫及び内水による氾濫等を考慮していない。

（２）浸水区域

本市においては、鴻巣駅周辺とその南部地域を除く市域が浸水区域となっている。

●荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

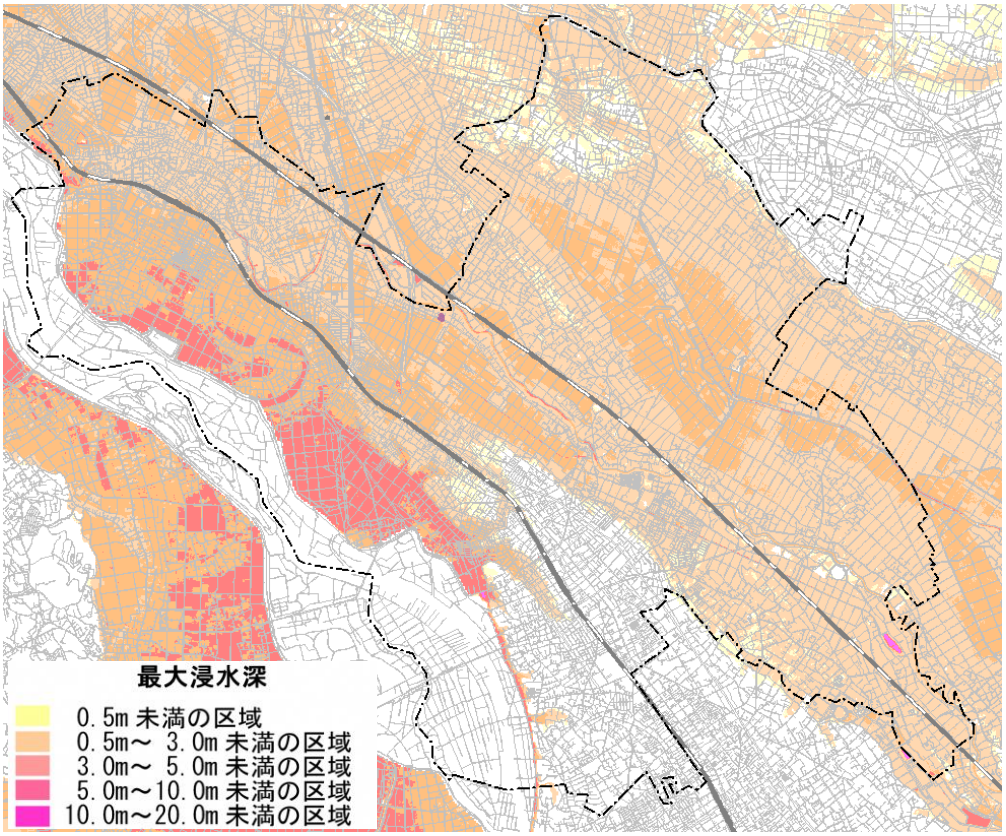

作成主体：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所、指定年月日：平成 28 年 5 月 30 日

３　利根川水系利根川及び小山川の洪水浸水想定

国土交通省利根川上流河川事務所の利根川水系利根川・小山川の洪水浸水想定区域図における浸水想定区域（想定最大規模）は、次のとおりである。

（１）想定条件等

この浸水想定区域は、利根川水系利根川・小山川の洪水浸水想定区域について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものである。

前提となる降雨は、利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm で、概ね 1,000 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより、利根川及び小山川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めている。

シミュレーションの実施に当たっては、支派川の氾濫、隣接する河川の氾濫、想定を超える降雨、内水による氾濫等を考慮していない。

（２）浸水区域

利根川の洪水浸水想定では、吹上地域の一部、鴻巣駅周辺とその南部地域を除く地域はほぼ全域が浸水区域となっている。

小山川の洪水浸水想定では、概ね上越新幹線以北が浸水区域となっている。

●利根川（上）及び小山川（下）の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

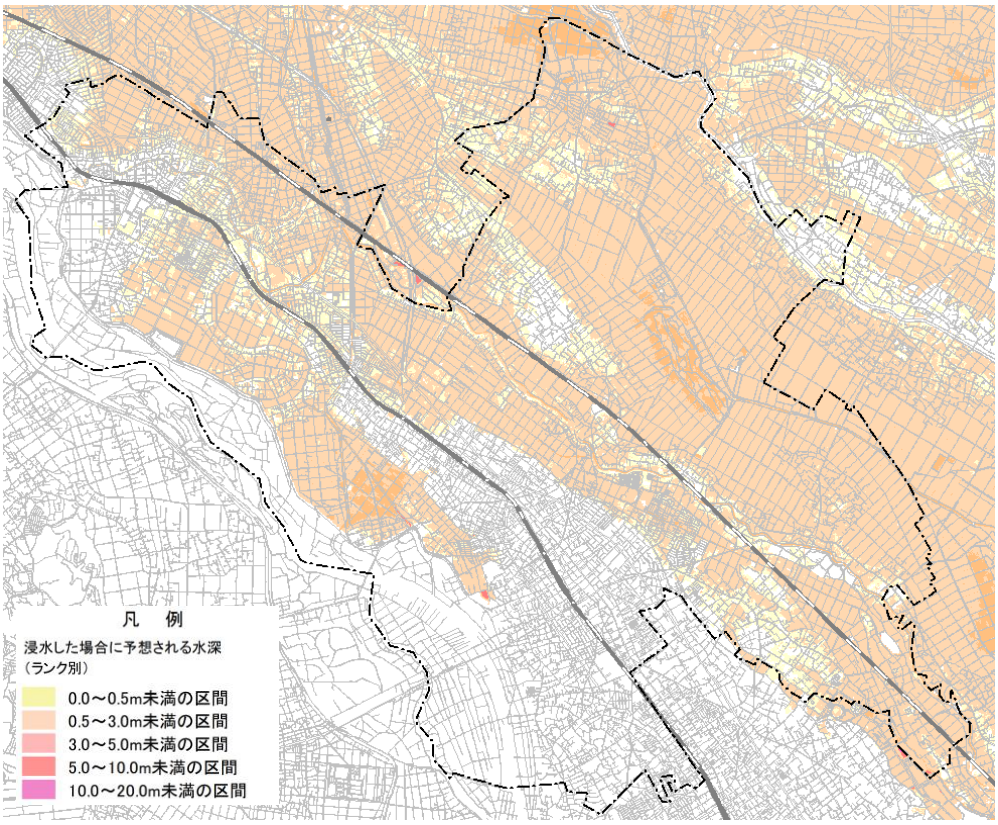

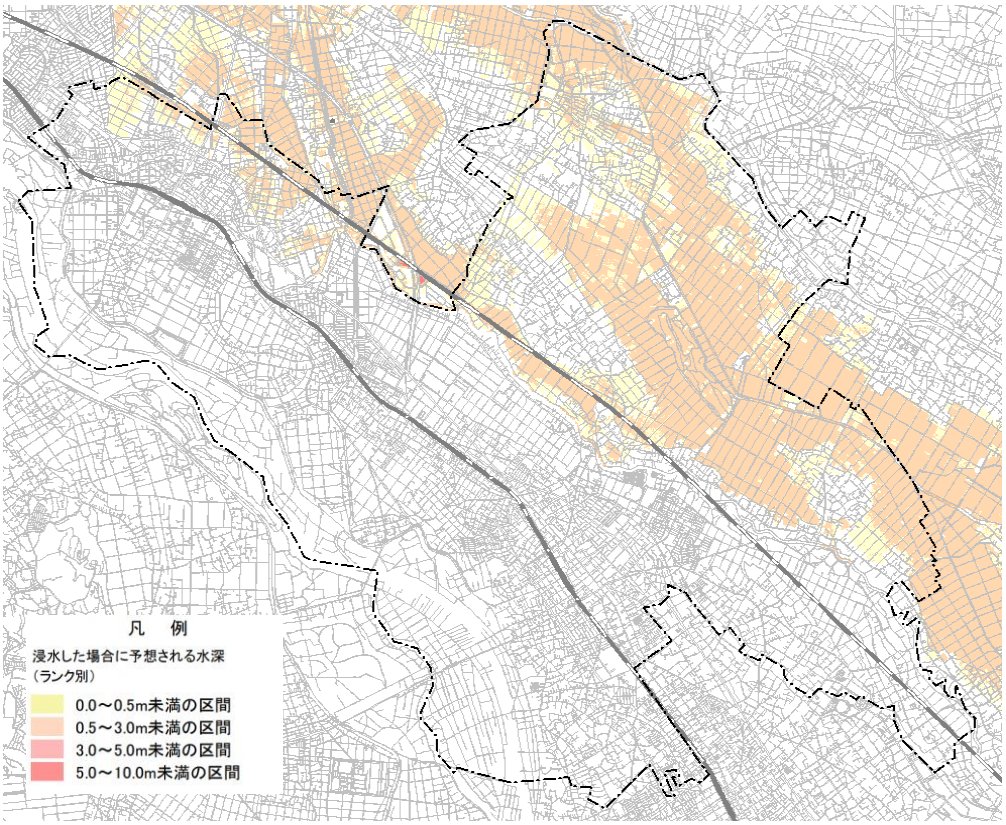

作成主体：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所（利根川のみ）、指定年月日：平成 29 年 7 月 20 日

４　福川の洪水浸水想定及び中川流域の水害リスク情報

（１）想定条件等

福川及び中川は水防法に基づく「水位周知河川」として指定を受けたことから、県は浸水想定区域の指定と当該区域が浸水した場合の水深を明らかにするため、浸水想定区域図を作成している。福川の想定最大規模の浸水想定区域図及び中川流域の水害リスク情報（埼玉県が独自に、洪水浸水想定区域図ではカバーしない河川区間を対象に、同様の内容のものを新たに作成し、公表したもの）では、鴻巣市内の浸水が想定されている。

前提となる降雨は、福川流域の 24 時間総雨量 671mm 及び、中川流域の 48 時間総雨量 596mm で、いずれも概ね 1,000 年に１回程度起こる大雨が降った時に、水位が上昇し、堤防が決壊または越流した場合及び、流域内の地形条件などにより内水氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

なお、雨の降り方や土地利用形態の変化などにより、この浸水想定区域に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深とは異なる場合がある。さらに、利根川や小山川・福川以外の河川の氾濫を想定していないため、その影響が考えられる区域では、別途当該河川の浸水想定区域図を参照する必要がある。

（２）浸水区域

本市においては、野通川や元荒川沿岸周辺などが浸水区域となっている。

●福川の洪水浸水想定（上）及び中川流域の水害リスク情報（下）

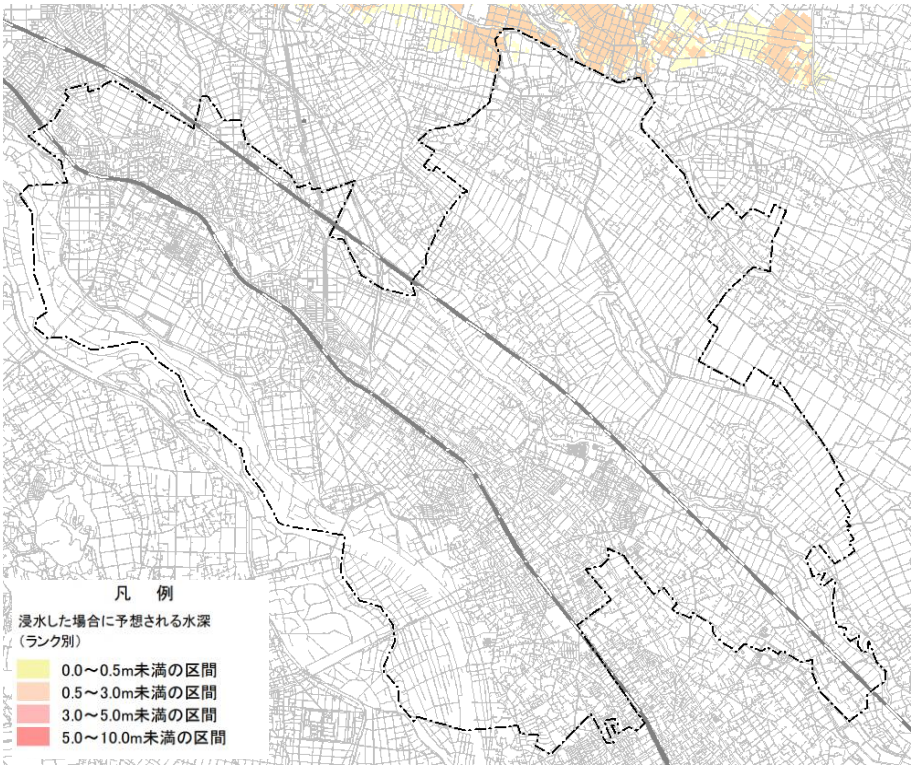

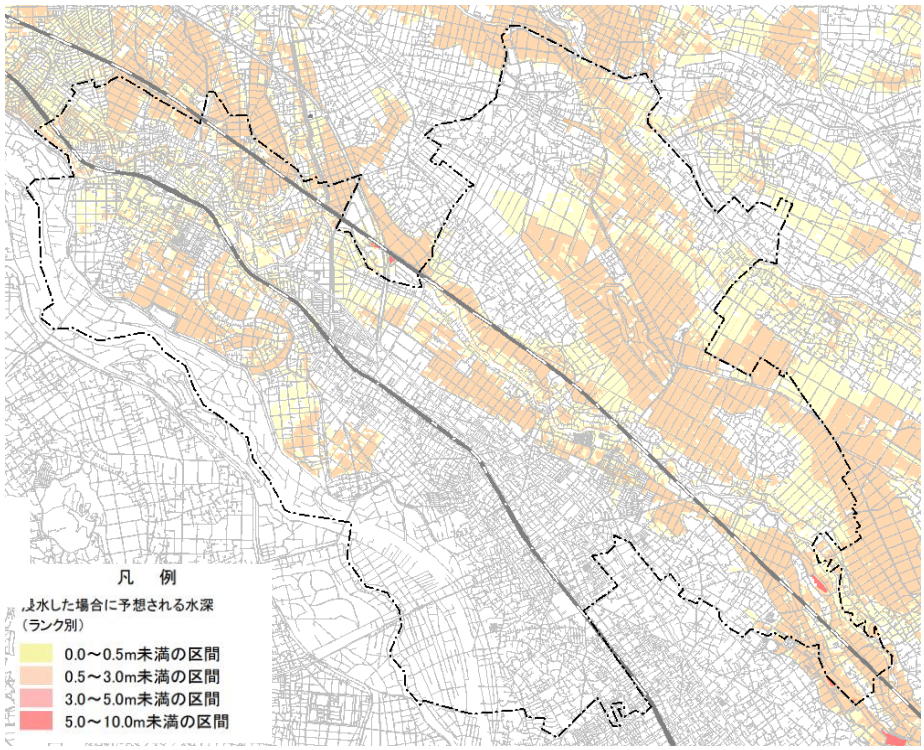

作成主体：埼玉県県土整備部河川砂防課

第２章　防災体制の強化

第１節　防災関係機関の役割

第１　市及び防災関係機関の役割

１　鴻巣市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、第１次的に災害応急対策を実施する機関として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の協力機関の協力を得て防災活動を実施する。

２　埼玉県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、当該県の地域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　市民及び自主防災組織、事業所の役割

１　市　民

市民は、日ごろから災害に備え、市、県、その他防災関係機関が実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、自主防災組織の結成及び活動の活性化など積極的に自主防災活動を行う。

２　地域の自主防災組織

地域では、災害時には手助け等が必要となる要配慮者がいること、同時多発的な災害時には公助による支援が及ばない可能性があることに備え、自主防災組織を中心として地域での支え合いによる「共助」の取組を活性化させる。

３　事業所

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動へ積極的に協力する。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１　鴻巣市

機関名	事務又は業務の大綱
鴻巣市	1 市防災会議に関すること。 2 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 (5) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。 (6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 3 災害応急対策 (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 (2) 警報の伝達及び避難の指示に関すること。 (3) 消防、水防その他応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 飲料水の供給活動の実施に関すること。 (9) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関すること。 (10) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関すること。 4 災害復旧 (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること。 (2) 被災者の生活確保に関すること。
埼玉県央広域消防本部 鴻巣市消防団	1 防災に関する予防普及に関すること。 2 消防、水防その他の応急措置に関すること。 3 避難及び応急救助に関すること。 4 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 5 危険物施設の安全管理に関すること。（消防本部）

第２　県の機関

機関名	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関すること。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 (1) 警報の発令・伝達及び避難の指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地域における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止に関すること。 3 災害復旧対策
県央地域振興センター	1 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連絡調整に関すること。 2 市町村の被害情報の把握及び整理に関すること。 3 地域機関の被害情報の収集及び整理に関すること。 4 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 地域機関が実施する災害応急対策の把握に関すること。 6 防災拠点との連絡調整に関すること。 7 防災関係機関との連絡調整に関すること。 8 市町村災害対策活動の支援に関すること。 9 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係の支援に関すること。
鴻巣保健所	1 感染症の予防活動に関すること。 2 食品の衛生管理に関すること。 3 動物愛護に関すること。
北本県土整備事務所	1 降水量、水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関すること。 3 水防管理団体との連絡指導に関すること。 4 河川、道路、橋りょう等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 5 急傾斜地崩壊危険箇所などの周知に関すること。
さいたま農林振興センター	1 農畜林水産被害状況の調査に関すること。 2 農作物共済、家畜共済及び建築物等の共済に関すること。 3 農業災害融資に関すること。 4 主要農産物の種子及び苗の確保に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
	5 農作物病害虫防除対策及び指導に関すること。 6 防除機具及び農薬の調整に関すること。
鴻巣警察署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の捜索、検死及び死体の調査に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。
県立高等学校	1 生徒の安全確保、学校の保健衛生に関すること。 2 市の避難所に指定されている高校については、その運営等に関すること。

第３　指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
関東財務局	1 災害査定立会に関すること。 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。 3 地方公共団体に対する融資に関すること。 4 国有財産の管理処分に関すること。
関東運輸局 埼玉運輸支局	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 3 災害時における不通区間のう回輸送の指導に関すること。
関東農政局	【災害予防対策】 1 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 【災害応急対策】 1 管内の農業・農地･農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 2 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 3 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 4 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 5 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 6 応急用食料・物資の支援に関すること。 7 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 8 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 9 関係職員の派遣に関すること。 【災害復旧対策】

機関名	事務又は業務の大綱
	1 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 2 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること 3 被災中小企業の振興に関すること
埼玉労働局	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 職業の安定に関すること。
関東地方整備局 （大宮国道事務所） （荒川上流河川事務所） （利根川上流河川事務所）	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 【災害予防対策】 1 震災対策の推進 2 危機管理体制の整備 3 災害・防災に関する研究・観測等の推進 4 防災教育等の推進 5 防災訓練 6 再発防止対策の実施 【災害応急対策】 1 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 2 活動体制の確保 3 災害発生直後の施設の緊急点検 4 災害対策用資機材、復旧資機材の緊急点検 5 災害時における応急工事等の実施 6 災害発生時における交通等の確保 7 緊急輸送 8 二次災害の防止対策 9 ライフライン施設の応急復旧 10 地方公共団体等への支援 11 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン)」の派遣 12 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE)」の派遣 13 被災者・被災事業者に対する措置 【災害復旧・復興】 1 災害復旧の実施 2 都市の復興 3 被災事業者等への支援措置
東京管区気象台 （熊谷地方気象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

機関名	事務又は業務の大綱
	に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3 地殻変動の監視に関すること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。
関東管区行政評価局	１被災者への生活支援情報の提供 ２専用電話を備えた相談窓口の開設 ３特別行政相談所の開設

第４　自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第 32 普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (3) 地域防災計画に沿った防災訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 (1) 生命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。

	(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第５　指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	1 旅客の輸送手配、不通区間の自動車等による代行輸送及び連絡社線の振替輸送に関すること。 2 列車の運転整理及び折返し運転、う回に関すること。 3 線路の復旧、脱線車両の複線、修理、検査及び開通手配に関すること。 4 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び巡回監視に関すること。 5 死傷者の救護及び処置に関すること。 6 部外への救援要請及び報道機関への連絡に関すること。 7 停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理に関すること。
ＮＴＴ東日本株式会社　埼玉事業部	1 電気通信設備の整備に関すること。 2 災害非常通信の調整及び警報の伝達に関すること。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
ＫＤＤＩ(株) (株)ＮＴＴドコモ ソフトバンク(株)	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
日本郵便株式会社 鴻巣郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じた炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に協力すること。
日本放送協会 （ＮＨＫ）	1 市民に対する防災知識の普及に関すること。 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時の広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
日本通運(株)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガスグループ	1 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。

第６　指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)埼玉県トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備及び管理に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 3 たん水の防排除施設の整備及び活動に関すること。
荒川北縁水防事務組合	1 水防施設資材の整備に関すること。 2 水防計画の樹立及び水防訓練に関すること。 3 水防活動に関すること。
（一社)埼玉県ＬＰガス協会	1 ガス供給施設の建設及び安全保安に関すること。 2 災害時におけるガス供給に関すること。 3 カセットボンベを含むＬＰガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 4 自主防災組織等がＬＰガスを利用して行う炊き出し訓練の協力に関すること。
(株)テレビ埼玉	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
(株)エフエムナックファイブ	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
(一社)埼玉県医師会 （一社）埼玉県歯科医師会 （公社）埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
（一社）埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

第７　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
朝日バス(株) 加須営業所 ロイヤル交通(株)	1 バス施設等の安全確保に関すること。 2 災害時におけるバス車両等配車に関すること。
(株) フラワーコミュニティ放送（フラワーラジ	1 防災知識の普及及び啓発に関すること。 2 応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する

機関名	事務又は業務の大綱
オ FM76.7）	こと。また、復興時におけるライフラインの復旧状況、生活関連情報の周知に関すること。
鴻巣市 社会福祉協議会	1 被災者の救護、義援物資の配分等の協力に関すること。 2 高齢者、障がい者、乳幼児等に対する災害対策の協力に関すること。 3 ボランティア活動体制の支援に関すること。
鴻巣市商工会等 商工業関係団体	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援用物資、復旧資財の確保についての協力、斡旋に関すること。
農業協同組合	1 農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。
建設業協会	1 道路、危険箇所等の災害応急対策活動の協力に関すること。 2 災害時における建設活動の協力に関すること。
水道協同組合	1 上水道被災施設等の復旧工事に関すること。 2 被災地緊急給水の協力に関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する融資に関すること。
自主防災組織	1 防災に関する知識の普及に関すること。 2 地震等に関する災害予防に関すること。 3 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。 4 防災訓練の実施に関すること。 5 防災資機材等の備蓄に関すること。
その他 公共的団体	本市が実施する応急対策についての協力に関すること。

なお、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

・異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること

・災害時における広報等に協力すること

・出火の防止及び初期消火に協力すること
・避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
・被災者の救助業務に協力すること
・炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
・被害状況の調査に協力すること

第８　災害時応援協定締結団体・事業者の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

【災害時応援協定一覧表は、資料編　第１　３章（1）に示した通り】

第３節　市の防災体制の強化

第１　市の防災組織の確立

１　市の活動体制の整備

市は、平時における災害への備えを推進するとともに、発災時に確実に応急対策を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、職員の動員等、あらかじめ災害時の市の体制の整備を図る。

（１）鴻巣市防災会議

危機管理課

鴻巣市防災会議は、鴻巣市防災会議条例に基づき、平時において鴻巣市地域防災計画を作成するとともに、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議する。

市は、多様な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織の代表や障がい者、高齢者、女性団体等の代表者を防災会議委員に加え、鴻巣市防災会議の機能強化を図る。

（２）災害対策本部

危機管理課

市は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生する危険が差し迫った場合には、市災害対策本部条例に基づき災害対応に係る体制を実施する。また、迅速かつ円滑に災害対策本部が設置できるよう、設置要綱、運営要領など必要な整備を図る。

①　実施責任者不在時の対応

代理順位	代理者
第１順位	副市長
第２順位	教育長

②　災害対策本部の設置場所及び代替施設

災害対策本部は、市役所新館に開設する。もし市役所新館が被災した場合、危機管理監が設置可能な公共施設から災害対策本部設置の可能性を検討する。

③　災害対策本部の機構

ア）市災害対策本部の機構

本部長 ── 副本部長 ── 本部員 ──────────────── 班

市長	副市長 教育長	市長政策室長、危機管理監、 総務部長、財務部長、 市民生活部長、こども未来部長、 健康福祉部長、環境経済部長、 都市建設部長、上下水道部長、 吹上支所長、川里支所長、 会計管理者、教育部長、 議会事務局長

※ 事務局：危機管理課

イ）班の組織

室・部・支所	班
市長政策室	情報収集班
統括部	統括班
総務部	コールセンター班、職員班、システム班
財務部	資産管理班、被害認定調査班
市民生活部、吹上支所、川里支所	市民支援班
健康福祉部、こども未来部	福祉班、保健医療班
環境経済部	環境衛生班、生活物資班
都市建設部	道路等応急復旧班、住宅応急復旧班
上下水道部	下水道班、水道班
教育部	教育班、生涯学習班
議会部	議会班

ウ）輸送オペレーションチーム

災害対策本部統括班内に輸送オペレーションチームを編成し、生活物資班等が調達した食料、生活必需品及び防災用資機材等の輸送を一元的に行う。

同チームの組織化にあたっては、明確な責任体制のものに、全市的施策である輸送を調整しながら進める必要があるため、統括班が災害対策本部会議に諮り、本部長（市長）の指導のもとで各班から職員を集めて組織化し、各班が平常時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。

また、同チームを災害時に迅速かつ的確に機能させるため、平常時から物流事業者との協定締結を行い、関係班及び物流事業者が連携して事前対策を実施することで、災害時に備えた業務ノウハウの向上や関係機関との連携強化を図っておく。

④　災害対策本部と市議会災害対策会議との情報共有

災害対策本部は、市議会災害対策会議と災害情報・対応等に関して情報を共有するとともに、同対策会議は市議会議員と情報を共有する。

全課

（３）災害対策本部の班編成及び事務分掌

①各班の事務分掌

各班とも自班の事務分掌の負担が軽微の場合、負担が集中する他班への応援に従事することを共通の事務分掌とする。

②共通事項

ア　他班への協力・応援に関すること。

イ　班の活動状況、所管事項に係る被害状況の撮影、記録に関すること。

ウ　所管施設の利用者の安全確保及び被害調査、応急対策及び、復旧に関すること。

エ　復興事業の実施に関すること。

部	班	班の事務分掌
市長政策室 室長： 市長政策室長	情報収集班 （秘書課、総合政策課、財政課） 班長：秘書課長	・報道機関との連絡及び相互協力に関すること。 ・報道機関に対する発表に関すること。 ・災害写真等の収集及び災害記録に関すること。 ・災害対策活動の広報に関すること。 ・被害情報等の収集及び整理に関すること。 ・本部長・副本部長の秘書に関すること。（秘書課） ・災害対策本部会議運営の支援に関すること。 ・本部の対応状況の撮影、記録、保管に関すること。 ・災害視察者及び見舞客に関すること。（秘書課） ・復興方針及び復興計画の策定に関すること。（総合政策課） ・災害応急対策に関する予算措置に関すること。（財政課） ・災害復興対策の予算に関すること。（財政課）

部	班	班の事務分掌
統括部 部長： 危機管理監	統括班 （危機管理課）	・災害対策本部に関すること。 ・災害情報・気象情報に関すること。 ・避難情報に関すること。 ・危険物の安全確保に関すること。 ・国及び県への要請及び災害報告に関すること。 ・国及び県との連絡調整に関すること。 ・自衛隊及び他の市町村への応援要請に関すること。 ・他の市町村との連絡調整に関すること。 ・指定公共機関及び指定地方公共機関への要請に関すること。 ・指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整に関すること。 ・受援に関すること。 ・市防災行政無線の管理、運用に関すること。 ・消防団の招集、配備に関すること。 ・自主防災組織との連絡に関すること。 ・救出活動に関すること。 ・災害救助法の適用申請に関すること。 ・本部の対応状況の撮影、記録、保管に関すること。 ・輸送オペレーションチームの結成に関すること。 ・復興対策本部の設置に関すること。 ・その他災害対策に係わる渉外に関すること。

部	班	班の事務分掌
総務部 部長： 総務部長 会計管理者	コールセンター班 （総務課、やさしさ支援課、契約検査課、会計課、監査委員事務局）班　長：総務課長	・市民からの電話の問い合わせに関すること。 ・市民からの情報の整理及び処理に関すること。 ・災害対策本部の出納に関すること。（会計課） ・人権侵害等防止に関すること。
	職員班 （職員課）	・職員の動員に関すること。 ・応援職員の派遣に関すること。 ・災害従事者の損害補償に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・職員の心のケアに関すること。 ・職員の食事の配分に関すること。
	システム班 （ICT 推進課）	・情報通信システム機器に関すること。 ・災害対策本部会議運営の支援に関すること。

部	班	班の事務分掌
財務部 部長： 財務部長	資産管理班 （資産管理課）	・市有財産の被害状況の集約に関すること。 ・公用車の配車及び借上げ自動車の確保に関すること。 ・燃料の確保に関すること。 ・避難所及び公共施設の応急危険度判定の支援に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定の支援に関すること。
	被害認定調査班 （税務課、収税対策課） 班長：税務課長	・家屋等の被害調査に関すること（災害復旧計画策定に必要な概況調査を含む）。 ・税の減免に関すること。 ・罹災証明に関すること。 ・被災証明に関すること。

部	班	班の事務分掌
市民生活部 吹上支所 川里支所 部長： 市民生活部長 吹上支所長 川里支所長	市民支援班 （市民課、自治振興課、吹上支所、川里支所） 班　長：市民課長	・被災者の安否情報の収集及び提供に関すること。 ・身元不明者等の情報に関すること。 ・行方不明者の捜索の受付に関すること。 ・総合窓口の設置及び市民からの各種相談の受付に関すること。 ・避難所外避難者の相談に関すること。 ・遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 ・外国人の相談窓口に関すること

部	班	班の事務分掌
健康福祉部 こども未来部 部長： 健康福祉部長 こども未来部長	福祉班 （福祉課、障がい福祉課、こども応援課、保育課） 班　長：福祉課長	・赤十字奉仕団等の応援要請及び受入れに関すること。 ・ボランティアの受入れに関すること。 ・市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・要配慮者の対策に関すること。 ・災害救助法の手続等に関すること。 ・福祉避難所の開設及び運営に関すること。 ・義援金受理及び管理に関すること。
	保健医療班 （健康づくり課、介護保険課、子育て支援課、国保年金課） 班　長：健康づくり課長	・保健所及び医療関係機関等との連絡調整に関すること。 ・医療救護班の編成に関すること。 ・医療救護所の設置に関すること。 ・医療救護全般に関すること。 ・避難者支援チームの結成に関すること。 ・負傷者の収容及び搬送に関すること。 ・防疫及び保健衛生に関すること。 ・衛生医薬品等の確保に関すること。 ・助産及び乳幼児の救護に関すること。 ・避難者のメンタルヘルスに関すること。

部	班	班の事務分掌
環境経済部 部長： 環境経済部長	環境衛生班 （環境課） 班　長：環境課長	・ごみ処理及び清掃に関すること。 ・し尿処理・ごみ処理施設等の被害調査に関すること。 ・動物保護対策に関すること。 ・仮設トイレ等に関すること。 ・住居敷地内の障害物の除去に関すること。 ・処理業者との連絡及び相互協力に関すること。 ・災害廃棄物の処理に関すること。
	生活物資班 （農政課、農業委員会、商工観光課、道の駅整備プロジェクト） 班　長：商工観光課長	・農地・農業用施設・農作物等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。（農政課） ・農業関係団体との連絡調整に関すること。 ・食料の調達に関すること。（農政課） ・農業者に対する支援に関すること。（農政課） ・死亡獣畜の処理に関すること。（農政課） ・生活必要物資等の調達に関すること。（商工観光課） ・企業との応急活動連携に関すること。（商工観光課） ・商工団体との連絡調整に関すること。（商工観光課） ・中小企業に対する支援に関すること。（商工観光課） ・義援物資の受入れ、保管、仕分けに関すること。

部	班	班の事務分掌
都市建設部 部長： 都市建設部長	道路等応急復旧班 （道路課、都市計画課、市街地整備課） 班　長：道路課長	・道路施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ・緊急輸送車両の確保に関すること。 ・交通規制に伴う交通誘導に関すること。 ・障害物の除去に関すること。 ・緊急輸送道路の確保に関すること。 ・応急復旧資機材の調達及び保管に関すること。 ・土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関すること。 ・避難場所（公園）の被害調査に関すること。 ・被害認定調査班との連携による災害復旧計画策定に必要な概況調査に関すること。 ・災害復旧事業に関すること。 ・災害復興対策に関すること。
	住宅応急復旧班 （建築住宅課） 班　長：建築住宅課長	・避難所及び公共施設の応急危険度判定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・被災宅地危険度判定に関すること。 ・市営住宅の点検、復旧に関すること。 ・応急住宅（公営・民間賃貸住宅）の入居に関すること。 ・被害認定調査班との連携による災害復旧計画策定に必要な概況調査に関すること。 ・応急仮設住宅の建設に関すること。

部	班	班の事務分掌
上下水道部 部長： 上下水道部長	下水道班 （下水道課、経営業務課） 班　長：下水道課長	・下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。
	水道班 （水道課、経営業務課） 班　長：水道課長	・応急給水活動に関すること。 ・水道に関わる広報活動に関すること。 ・水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ・応急資機材の調達に関すること。 ・水道関係業者との連絡及び相互協力に関すること。

部	班	班の事務分掌
教育部 部長： 教育部長	教育班 （教育総務課、学務課、学校支援課） 班　長：教育総務課長	・児童・生徒の安全確保に関すること。 ・学校及び関係機関その他団体との連絡調整に関すること。 ・避難所の炊き出しに関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・教職員の動員に関すること。 ・学用品及び教科書の調達及び配分に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・帰宅困難者対策に関すること。
	生涯学習班 （生涯学習課、スポーツ課、公民館） 班　長：生涯学習課長	・避難所の開設及び運営に関すること。 ・文化財の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ・帰宅困難者対策に関すること。

部	班	班の事務分掌
議会部 部長： 議会事務局長	議会班 （議会事務局） 班長：議会総務課長	・議会に関すること。

※ 複数課で構成する班の副班長の優先順位は毎年度、調整・決定することとする。

鴻巣市消防（水防）団	消防（水防）団については、統括班の所掌事務とする。 ・団員の動員に関すること。 ・消火活動に関すること。 ・災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ・被災者の救助及び救出に関すること。 ・避難誘導に関すること。 ・河川の巡視活動に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・常備消防との連携及び活動支援に関すること。 ・管轄区域内のパトロールに関すること。

２　職員の配備基準

危機管理課

災害時に的確に応急対策が実施できるよう、必要に応じて市職員の人数、職制等をふまえ、配備体制区分、班体制を見直すとともに、災害時の職員の交替、人員の確保等について十分検討しておく。

配備区分	配備基準	人員
警戒体制 （風水害等災害対策室を設置） 風水害等災害対策室長：危機管理監	【地震】 ・市内で震度４の地震が発生した場合 ・その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合 【風水害等】 ・気象注意報･警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合 ・その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合	「風水害等災害対策実施要綱」に基づき、風水害等災害対策室長が当番班の職員に対し出動を指示
緊急体制 （緊急対策本部を設置） 緊急対策本部長：市長	【地震】 ・市内で震度５弱の地震が発生した場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合 【風水害等】 ・気象警報が発表され、警戒体制では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ・高齢者等避難を発令する場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合	各班とも必要な人員（各班 1/2 程度） （地震の場合） 自主参集 （風水害等の場合） 緊急対策本部長が出動を指示
非常体制 （災害対策本部を設置） 災害対策本部長：市長	【地震】 ・市内で震度５強以上の地震が発生した場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合 【風水害等】 ・気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合 ・気象等に関する特別警報が発表された場合 ・避難指示等を発令する場合 ・荒川や利根川等の堤防の破堤のおそれがある場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合	全職員 （地震の場合） 自主参集 （風水害等の場合） 災害対策本部長が出動を指示

※　人員は災害の状況により、適時増員・減員を行う。
※　人員は避難所担当職員は除く。
※　「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

３　活動の円滑化のための備え

（１）職員の動員体制の強化

危機管理課
職員課

市は、夜間、休日等における市職員の動員、参集体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果をふまえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り、体制の強化に努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、再任用職員の活用の検討や、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるとともに、退職者の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。さらに、危機管理課から他部署へ異動して５年以内の職員を危機管理体制に組み込むことも検討する。

（２）マニュアルの整備・更新

全課

市は、市職員が災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、初動対応マニュアルを整備するとともに、必要に応じて見直しを図り、より実践に適したマニュアルの整備・更新に努める。

（３）業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

全課

市は、災害発生直後には、応急対策や復旧・復興対策に人的・物的資源の多くを投入することが想定されるが、通常業務の中で災害によって停止や休止ができない業務を明らかにし、これらを含めた非常時優先業務を最優先に実施するため、重要な情報や機能を損なうことがないようあらかじめバックアップ対策を講じる。

また、重要な行政機能が被害を受けた場合には、短時間でその復元するとともに、通常の行政サービスを再開できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を作成・更新する。

（４）活動体制等の周知・徹底

危機管理課
職員課

市は、災害時に市職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、市職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割、マニュアル等必要な事項の周知、徹底に努める。

（５）地区防災計画作成への支援

危機管理課

市は、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るため、地区居住者等に対し提案手続等を周知し、地区防災計画の策定を支援する。

第２　応援協力体制の整備

大規模な災害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

（１）県や地方行政機関との連携強化

危機管理課

災害時の応急活動において県との連携は不可欠であるため、日ごろから通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

また、市町村情報連絡員及び市町村情報連絡係として県から派遣される職員や関東地方整備局から派遣される連絡情報員（リエゾン）の受入れに備える。

（２）緊急消防援助隊の派遣要請

危機管理課
消防本部

大規模な災害等により、周辺市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派遣を、県を通じて要請する。

そのため、市は、災害時に迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

（３）自衛隊への派遣要請

危機管理課

自衛隊の派遣要請は、原則として県を通じて行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

（４）他市町村との相互応援協力

危機管理課

市は、羽生市、福島県金山町、静岡県三島市、長野県岡谷市及び栃木県小山市と災害時の相互応援協定を締結しているほか、県内市町村間で災害時の相互応援に関する協定を締結している。

今後とも、災害時に他市町村から応援を受けられるよう、県内外の市町村と応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

（５）指定公共機関等の連携強化

危機管理課

災害時は、ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日ごろから連携の強化に努める。

危機管理課
福祉課
健康づくり課
農政課
商工観光課
道路課
水道課

（６）公共的団体との協力体制の確立

災害時は、赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会等商工関係団体、建設・工事関係団体等の公共的団体との連携が非常に重要となるため、防災訓練や協定の締結等により日ごろから連携の強化に努める。

危機管理課

（７）企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市でも「鴻巣市地域防災貢献事業者登録制度」を実施している。市は、これらの制度の普及に努める。

第３　自主防災組織の整備

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは市等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の普及を図り、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の構成員の知識の習熟、技術の向上等に努める。

また、日ごろから自主防災組織に女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努めるとともに、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努め、円滑な避難所運営が行えるよう自主防災組織の育成強化に努める。

危機管理課
自治振興課

（１）結成の促進

市は、既存のコミュニティである自治会等を活用して、自主防災組織が結成されていない地域の結成を促進する。

危機管理課

（２）自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容はおおむね次のとおりとする。

時期	活動内容
平常時	・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発（例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布） ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練

時期	活動内容
	の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ・地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）
発災時	・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） ・避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

（３）活動の支援・育成

危機管理課

市は、県と連携して、リーダー研修等を実施し、自主防災組織の活動において中心的役割を担うリーダーの育成に努める。

また、資機材等の整備に対する支援、資機材の使用訓練等を実施し、組織への指導・助言等を行う。

第４　事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、事業所等の組織的な初期対応、応急対策への参加が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、市は、事業所等の防災組織の整備に努める。

（１）防災組織の組織化指導

危機管理課
消防本部

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所においては、消防法又はその他の法令により、自衛消防組織の設置が義務付けられている。その他の事業所については、防災活動のために、事業者が自主的に防災組織を設置する。

市は、病院、商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設、危険物等を保管する施設等の事業所に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

（２）防災教育の推進

危機管理課

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

第５　ボランティアの活動支援の整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

福祉課
危機管理課

１　ボランティアセンターの設置体制の整備

市は、発災後、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「ボランティアセンター」を設置するため、平常時から、日本赤十字社、市社会福祉協議会等の協力のもとに、ボランティア関係団体との連携の強化を図り、災害時の協力体制の確立に努める。

福祉課
危機管理課

２　ボランティア活動の環境整備

ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど、ボランティア全般のコーディネート業務を行う。また、ボランティアが不足する場合は、県および県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

市は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）を通じて、県や県社会福祉協議会及びボランティア団体と日ごろから情報共有や連携を行うなど、ボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進するとともに、ボランティア関係機関と協力し、ボランティアが活動する際に必要な環境の整備に努める。

福祉課
危機管理課

３　ボランティアの育成への協力

市は、県が実施するボランティアの育成研修・講習等に協力する。

福祉課
危機管理課

４　県災害ボランティアの登録制度の協力

市は、県が実施しているボランティアや地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業の登録制度について周知し、登録の促進に努める。

種別	主な活動内容
砂防ボランティア	・渓流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 ・土砂災害に関する知識の普及活動 ・土砂災害時の被災者の援助活動
被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士	・建築物の応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定

種別	主な活動内容
災害時動物救護活動ボランティア	・避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃 ・飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護 ・被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス ・支援物資の運搬

種別	登録制度の概要
埼玉県地域防災サポート企業・事業所	・県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。 ・県は、登録内容を市へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。 ・県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。 ・県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。 ・登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。 ・登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。 ・登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。 ・この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

第４節　防災活動拠点とネットワークの整備

災害時に、迅速かつ適切な応急対策を行うためには、応急活動の拠点となる防災活動拠点を明確にし、これらの整備を図る。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設及び避難所を結ぶ道路等を緊急輸送道路に位置づけ、安全性の確保に努める。

第１　防災活動拠点の整備

１　拠点施設の位置づけと強靭化

危機管理課
資産管理課

市は、市役所新館、本庁舎、支所をはじめ、市の防災対策及び広域からの応援が必要となった場合に必要な公共施設を防災活動拠点として位置づけ、これらの施設の耐震・不燃化、風水害への対策等、施設の強靭化に努める。

◆市の活動拠点施設の位置づけ

位置付け	想定施設	備　考
災害対策本部	市役所新館	被災して使用できない場合、危機管理監が設置可能な公共施設から検討
地域活動拠点	吹上支所	
	川里支所	
医療救護所	市内医療機関	
医療救護所（医療機関で対応できない場合に設置）	鴻巣市保健センター	

◆応援部隊等活動拠点

想定部隊	想定する場所	備　考
緊急消防援助隊	埼玉県消防学校	（場外離発着場を兼ねる）
自衛隊	陸上競技場	（物資集積拠点を兼ねる、場外離発着場を兼ねる）
その他広域応援部隊	総合体育館	（物資集積拠点を兼ねる）
	上谷総合公園	（場外離発着場を兼ねる）
	荒川パノラマ公園	（場外離発着場を兼ねる。ただし洪水時は使わない）

想定部隊	想定する場所	備　考
	川里中央公園（野球場）	
	川里中央公園（多目的グラウンド）	（場外離発着場を兼ねる）
	大間近隣公園	

２　防災用資機材の備蓄

危機管理課

市は、防災活動拠点が災害時に機能を発揮するよう、応急活動用資機材、救助用資機材、移送用資機材、水防用資機材等の備蓄に努める。なお、資機材等の設置、管理においては、転倒防止、浸水被害の防止等の安全対策を実施する。

資機材区分	内　容
応急活動用資機材	発電機・投光機・テント・通信設備等
救助用資機材	バール・ジャッキ・のこぎり・医薬品・衛生用品等
移送用資機材	自転車・担架・ストレッチャー等
水害用資機材	土のう袋・杭・シート・ロープ等

３　災害対応に必要な電源等の確保

危機管理課
資産管理課

市は、大規模災害による長期停電に備え、防災活動拠点における災害対策活動を継続するため、必要な非常用電源（エンジン式及び太陽光式）及び燃料を多重化する。非常用発電設備の燃料については、災害時応援協定締結先等から迅速に重油等の供給を受ける体制を確保する。

大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、県に国（経済産業省）、電気事業者等との調整による電源車等の確保を要請する。

第２　緊急輸送体制の整備

道路課

１　緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的に緊急輸送を実施するため、県、隣接市町村、関係機関等と協議の上、緊急輸送道路を指定する。なお、緊急輸送道路の指定においては、次に示す施設等を結ぶ道路とする。

- 市役所新館及び本庁舎
- 支所
- 市内の関係機関施設
- 応援部隊等活動拠点
- 避難所、避難場所
- 市内の防災倉庫、物資集積拠点
- 場外離発着場

道路管理者
都市計画課
道路課

２　緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の道路管理者は、緊急輸送道路の防災点検を実施し、道路施設の耐震強化に努める。

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、道路の閉塞の防止に努める。

緊急輸送道路が被害を受けて通行に支障が生じた場合には、市建設業関係団体との協定の締結等により重機等の特殊な機材の確保等、応急復旧体制の整備に努める。

危機管理課
資産管理課
道路課

３　緊急輸送体制の整備

災害時に必要物資等の円滑な緊急輸送が実施できるよう、緊急車両の確保、緊急車両としての事前登録等、緊急輸送体制の整備に努める。

危機管理課

４　場外離発着場の指定

大規模な災害が発生した場合、ヘリコプターによる人員、物資の輸送が行われるため、市は、あらかじめ指定した場外離発着場を、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

第５節　防災教育計画

防災業務に従事する者の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し、自主防災思想のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため防災教育を行う。

第１　市職員に対する教育

災害発生時に応急対策の実行主体となる市職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため以下に示すような防災教育を行う。

１　初動対応マニュアルの配布

危機管理課

災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を示した初動対応マニュアルを配布し、周知を図る。初動対応マニュアルの作成に当たっては、各班の対応の中でも特に以下の内容に留意する。

- 初動参集
- 参集途上の情報収集
- 災害対策本部会議の運営
- 救助、応急手当
- 避難誘導
- 避難所の開設、運営
- 災害情報の取りまとめ
- 広報活動
- 被害認定調査及び罹災証明書の発行
- 要配慮者対応
- その他必要な事項

２　現地訓練の実施

全課

避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等災害時に地域で活動する要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

３　研修会及び講演会等

危機管理課
職員課

学識経験者、防災関係機関の担当者等を、講師又は指導者として研修会及び講演会等を実施する。

４　防災機器操作の習熟

危機管理課
職員課

通信機器、発電機等の災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟のための研修を実施する。

第２　消防団員に対する教育

危機管理課
消防本部

関係機関と連携し、消防団員に対し、消防の責務、学術技能等に関する教育を実施する。

第３　防災上重要な施設に対する教育

危機管理課
消防本部

病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

そのため、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通して、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第４　市民・事業所等に対する教育

危機管理課

関係機関、団体等と連携して、職場、一般家庭にある社会人を対象として、随時適当な機会を通して、講演会、講習会、実演、市職員出前講座等により防災知識の向上を図る。

また、市外に通勤・通学している市民が交通機関等の混乱により帰宅困難となった場合、取るべき措置、日ごろからの準備等についても啓発を行う。

第５　児童生徒に対する教育

学校支援課

学校の教育活動全体を通して、地域社会の実情及び児童生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について防災教育を行う。

・災害の歴史
・災害発生の原因（気象や地震等の自然災害）
・避難その他の防災措置の方法の習得
・自主防災意識
・その他必要な事項

第６　埼玉県防災学習センター「そなーえ」の活用

危機管理課

県は埼玉県防災学習センター「そなーえ」を設置し、家族や学校の生徒など広く県民が体験や展示を通じて、防災の基礎知識等を学習できる環境整備を行っている。市は、市民を対象として、県防災学習センターの利用及び体験を促し、様々な疑似体験を通して自然災害を身近に感じ、災害時の行動について自ら学ぶことを推進する。

第６節　防災訓練計画

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図る。

第１　総合防災訓練の実施

全課

市は、防災関係機関の連携強化、防災技術の向上、防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、関係団体、災害時の相互応援に関する覚書・協定締結団体、自主防災組織、地域住民等と連携し、適宜、総合防災訓練を実施する。

第２　個別訓練の実施

市及び消防本部は、総合防災訓練と併せ、又は単独で次の個別訓練を実施する。

１　災害情報収集・伝達訓練

消防本部
全課

災害時において、災害及び被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・判断・伝達できるよう、災害情報収集・伝達訓練を適宜実施するとともに、通信設備を円滑に運用できるよう通信に関する訓練を定期的に実施する。

【訓練の種類】

・災害情報収集伝達訓練　　・通信連絡訓練　　・非常通信訓練

【実施の方法】

・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
・気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
・被害の状況及び処置を報告及び連絡する

２　非常参集訓練

消防本部
全課

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、職員の迅速な参集が欠かせないため、市及び防災関係機関の必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員の非常参集訓練を実施する。

３　水防訓練

消防本部
消防団
全課

市及び消防本部は、災害時に水防計画に基づく水防活動が円滑に実施できるよう、水防法第３２条の２の規定に基づき、水防（消防）団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

４　応急復旧訓練

消防本部
全課

市は、県が県土整備部震災活動指針に基づき実施する、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令、応急復旧のための訓練に、警察、消防、協定締結団体等とともに協力する。

５　消防訓練

消防本部
全課

消防団の技能向上を目的に災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等消防訓練を実施する。

６　避難・救助・救護訓練

消防本部
全課

市は、災害時に円滑に避難・救助・救護活動ができるよう、避難・救助・救護訓練を実施するとともに、医療機関と連携し、トリアージ等の応急訓練を実施する。

また、市は、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所等の管理者に対し、児童・生徒・利用者等の人命を保護するため、避難設備の整備、避難訓練を実施するよう指導する。

さらに、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

７　図上訓練

消防本部
全課
県

大規模な災害が発生した場合、広域に被害を及ぼすおそれがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、市、県及び防災関係機関は、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練を実施する。

第３　学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

危機管理課
消防本部

市及び消防本部は、幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

第４　事業所、自主防災組織及び市民の訓練

危機管理課
消防本部
自主防災組織
事業所

災害時に自らの生命を守り、安全を確保するためには、日ごろから自衛的な防災訓練を実施することが重要である。

そのため、事業所、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。

【訓練の種類】

・事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

市及び消防本部が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・ 協力のもとに災害図上訓練（ＤＩＧ）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ）などを 実施する。

第５　訓練の検証

消防本部
全課

市及び消防本部は、訓練後、意見交換、アンケート、協議等により訓練の評価及び検証を行い、実施報告書を作成するとともに、これらの評価及び検証において得られた課題等については、地域防災計画の見直し資料とするとともに、次回の訓練計画に反映する。